

## 令和5年度 給水装置取扱手引 変更及び重要箇所一覧（概略版）

日南市水道課

項目	ページ	変更点（青）及び要点（赤）
工事仕様書 6.分水栓取り出し（6）	P4	分水栓相互及び分水栓又は分岐部から継手部の間隔は、30cm以上離して施工してください。
工事仕様書 6.分水栓取り出し（8）	P4	分水栓はオフセットを取るとともに、その分水栓の位置に埋設表示ピン（キャツツアイ）を表示してください。
工事仕様書 7.量水器の設置（6）	P5	工事用の臨時給水時等に用いる臨時メーター（内メーター）の設置は、給水装置工事申込書の第3面の空欄に「内（子）メーター」となる旨を記載し、その横に親メーターの口径・番号を必ず記載してください。
工事仕様書 7.量水器の設置（9）	P5	工事現場等の量水器の口径選定については、使用予定流量及び量水器の使用流量基準を考慮のうえ、事前に水道課と協議し選定してください。
工事仕様書 7.量水器の設置（10）	P5	アパートや集合住宅の場合は、量水器又はBOXに部屋番号が分かるように施工してください。 (例：部屋番号を記載したタグを付ける、BOXの蓋裏にテプラを貼る、マジックで記載など)
工事仕様書 11.ボックス類の取り付け	P8	オフセットについては、隣地境界や官民境界など永続的に目印となる場所と量水器でとるものとします。（P8の図を参照）
給水装置工事における取扱事項 3.水圧試験	P13	使用している給水管がポリエチレン管の場合は、水道配水用ポリエチレン管路の水圧試験要領に基づいて水圧試験を行います。（P13の図を参照）
給水装置工事における取扱事項 4.完成検査	P14	臨時申請分の場合、量水器出庫から1週間以内に完成届を提出してください。臨時申請と一般申請の完成届が同時に提出されることがないようお願いします。

## 令和5年度 給水装置取扱手引 変更及び重要箇所一覧（概略版）

日南市水道課

項目	ページ	変更点（青）及び要点（赤）
給水装置工事における取扱事項 9.水道メーターの出庫・撤去	P29	<p>工事用臨時メーター</p> <p>（1）既得権がない場合</p> <p>加入金納付後に、<u>工務係</u>へ量水器出庫依頼兼開栓届出書（P48 参照）を提出いただき、新品メーターを出庫します。</p> <p>（2）既得権がある場合</p> <p>工務係へ量水器出庫依頼兼開栓届出書（P48 参照）を提出いただき、新品メーターを出庫します。</p> <p>また、臨時用から一般用へ切り替える際は、給水装置工事に係る開閉栓届出書（P59～P60 参照）と指数が確認できるメーター写真を<u>営業係</u>へ必ず提出してください。</p> <p>（3）既得権がない場合</p> <p>加入金納付後に、工務係へ量水器出庫依頼兼開栓届出書（P48 参照）を提出いただき、新品メーターを出庫します。また、臨時用から一般用へ切り替える際は、給水装置工事に係る開閉栓届出書（P59～P60 参照）と指数が確認できるメーター写真を<u>営業係</u>へ必ず提出してください。</p> <p>（4）既得権がない場合又は仮設工事（使用後は撤去）の場合</p> <p>工務係へ量水器出庫依頼兼開栓届出書（P48 参照）を提出いただき、営業係から中古メーターを出庫します。</p>

## 令和5年度 給水装置取扱手引 変更及び重要箇所一覧（概略版）

日南市水道課

項目	ページ	変更点（青）及び重要点（赤）
給水装置工事における取扱事項 10.臨時開閉栓・一般開栓の手続き	P30	<p>（1）水道メーターを新たに出庫し開栓する場合 量水器出庫依頼兼開栓届出書（P48 参照）を<u>工務係</u>へ提出してください。</p> <p>（2）工事用臨時メーターの「開栓のみ」・「閉栓し一般開栓への切替」・「閉栓のみ」の場合 給水装置工事に係る開閉栓届出書（P59～P60 参照）とメーターの指数が分かる写真を<u>営業係</u>へ提出してください。</p> <p><u>※出庫に係る場合は工務係へ、開閉栓に係る場合は営業係へ提出となります。</u></p> <p><u>ただし、使用後撤去する仮設工事の場合のみ、量水器出庫依頼書を営業係へ提出となります。</u></p>
給水装置工事における取扱事項 11.給水装置所有者変更届について	P31	<p><u>※令和4年度より変更届の押印義務が廃止となりましたので、所有者などの押印は不要です。しかし、署名が直筆ではない場合は必ず押印をお願いします。</u></p> <p><u>※令和5年度10月より旧台帳の添付は不要となりました。</u></p>
給水装置工事における取扱事項 12.道路占用許可申請の手続きについて	P32～33	<p>申請後、管理者から修正や指摘事項があり、当初申請から変更が生じた場合、変更分の書類を水道課にも提出してください。</p>
各種様式 追加様式	P45 以降	<p>量水器出庫依頼兼開栓届出書（P48～P49 参照）</p> <p>給水装置の修繕範囲に関する誓約書（P50 参照）</p> <p>給水装置工事に係る開閉栓届出書（P59～P60 参照）<u>※開閉栓に係る様式を1枚にまとめました。</u></p>

## 令和5年度 給水装置取扱手引 変更及び重要箇所一覧（概略版）

日南市水道課

項目	ページ	変更点（青）及び重要点（赤）
その他 申請時の留意事項		<p>1 申請時はチェックリストを必ず添付してください。</p> <p>2 給水装置工事の着手は承認後となります。申請時期は余裕を持ってお願ひします。</p> <p>3 県道・国道の占用申請が必要な場合は、早めの協議・申請をしてください。</p> <p>4 第1止水栓を設置する場合、申請時点で給水装置の修繕範囲に関する誓約書（給水装置取扱手引P51参照）を必ず添付してください。</p> <p>5 給湯器やエコキュートなどの電気温水器を設置する場合は、申請書（完成図面）に型式の記載をしてください。</p> <p>6 JR線路踏切付近で重機を使用する場合は、踏切のセンターから重機を据える場所が8m以内の場合は、JR九州に工事届が必要です。8m以上離れていれば不要です。</p> <p>7 仮設・撤去の臨時栓の場合でも、新たにサドル分水栓を取り付けて施工する場合は、設計審査手数料が発生します。（サドル分水栓より取り出す場合は、仮設・撤去・軽微な修繕に当たらないため。）</p> <p>8 今後は給水装置工事申込書の写しを施主に渡していただくようお願ひします。 (個人情報保護の観点から、市より給水装置工事申込書の写しの交付が難しい場合があるため。)</p> <p>9 新たに量水器を設置した場合、量水器ボックス内に砂などが入らないよう、ボックス内の適正な維持管理をお願いします。</p>